

平成 31 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 5）

堺 市

目 次

頁

議案第 45 号	堺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 46 号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	5

平成31年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

平成31年2月12日

堺市長 竹山修身

議案第 45 号 堺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 46 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を 改正する条例

堺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「同施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に改める。

第 13 条第 3 項中「第 7 条第 2 項かつこ書」を「第 7 条第 2 項かつこ書」に改める。

第 16 条を第 17 条とする。

第 15 条第 1 項を次のように改める。

災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

第 15 条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改め、同条を第 16 条とする。

第 14 条を次のように改める。

（利率）

第 15 条 災害援護資金の利率は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、次のとおりとする。

（1）前条第 1 項の規定により保証人を立てている場合 無利子

（2）前号に掲げる場合以外の場合 年 1 パーセント

2 前項の規定にかかわらず、市長は、災害及び災害により被害を受けた市民の状況等を踏まえ、特に必要がないと認める場合にあっては、利子を付さないことができる。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（保証人）

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第 16 条第 3 項の違約金を包含するものとする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条及び第 13 条第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。

堺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正 について

1 改正の趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）の一部改正により、災害援護資金の貸付利率について市町村が条例で定めるものとされたこと、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）の一部改正により、災害援護資金の償還方法等について見直しが行われたことを踏まえ、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものであること。

- (1) 災害援護資金の利率について、現状は年 3 パーセントであるところを、年 1 パーセント等に改めるもの
- (2) 災害援護資金の償還方法について、月賦償還等の方法を加えるもの
- (3) 災害援護資金の貸付けに係る保証人に関する規定を設けるもの

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであること。ただし、第 1 条及び第 13 条第 3 項の改正規定については、公布の日から施行するものであること。

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「葬祭費」を「、葬祭費」に改める。

第 7 条の 3 第 1 項第 2 号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を「、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に改め、同条第 2 項中「法の規定」を「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）の規定」に改める。

第 9 条中「国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 11 条の 5 中「540,000 円」を「580,000 円」に改める。

第 11 条の 5 の 4 中「次条」を「次条第 1 項第 1 号」に改める。

第 11 条の 8 中「次条に規定する」を「次条第 1 項第 1 号の」に改める。

第 15 条の 2 第 1 項第 2 号中「275,000 円」を「280,000 円」に改め、同項第 3 号中「500,000 円」を「510,000 円」に改める。

附則第 14 項を次のように改める。

（平成 31 年度以後の保険料の減免の特例）

- 14 当分の間、平成 31 年度以後の年度分の保険料の減免に係る第 21 条第 1 項第 2 号の規定の適用については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者（被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る減額又は免除については、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。）」とする。

附則に次の見出し及び 4 項を加える。

（平成 31 年度分の保険料に関する特例）

- 19 平成 31 年度分の保険料に係る第 11 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号アの規定の適用については、同項第 1 号中「法第 82 条の 3 第 1 項の規定により大阪府が算定し、及び同条第 3 項の規定により通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「1,000 分の 81.9」と、同項第 2 号中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者 1 人につき 21,357 円」と、同項第 3 号ア中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「1 世帯につき 26,400 円」とする。

- 20 平成 31 年度分の保険料については、第 11 条第 2 項の規定は、適用しない。
- 21 平成 31 年度分の保険料に係る第 11 条の 5 の 5 第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号アの規定の適用については、同項第 1 号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 46.33 に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第 29 条の 7 第 3 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「省令」という。）第 32 条の 9 の 2 に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第 2 号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 31.41 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」と、同項第 3 号ア中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の 22.26 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の見込数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」とする。
- 22 平成 31 年度分の保険料に係る第 11 条の 9 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定の適用については、同項第 1 号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額の 100 分の 45.72 に相当する額を前条に規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第 29 条の 7 第 4 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、省令第 32 条の 10 に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第 2 号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額の 100 分の 54.28 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
（適用区分）
- 2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正の趣旨

- (1) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条の 3 第 1 項の規定により大阪府が算定し、及び同条第 3 項の規定により通知する市町村標準保険料率の算定条件において、基礎賦課額の限度額が引き上げられたことに伴い、本市が徴収する保険料に係る基礎賦課額の限度額を引き上げるとともに、当該市町村標準保険料率を踏まえ、本市の国民健康保険料率について必要な特例措置を講ずることとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）の一部改正に伴い、保険料の軽減対象世帯となる所得基準を引き上げることとし、所要の改正を行うものであること。
- (3) 国において、旧被扶養者の応益割に係る保険料の減免期間が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものであること。
- (4) 規定の整備を行うものであること。

2 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行するものであること。

**平成 31 年第 1 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 5）**

平成 31 年 2 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号
1-B2-18-0087

※元号

平成 31 年 4 月 30 日の天皇退位、翌 5 月 1 日の新天皇即位に伴い、改元が予定されているが、新元号が定まっていないため、平成 31 年 4 月後の元号についても「平成」表記で統一している。

